令和2年度 公社等外郭団体との随意契約 一覧

令和3年3月31日現在

No.	団体名	業務名	契約金額(円)	うちR2年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由										具体的な理由	県の担当課
									地方自治法施行令第167条の2第1項											
						単独随契	競争見積	公募プロポ	1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の(2)	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	(一社)高知医療再生機構	令和2年度高知県地域医療再生事業	64,615,591	64,615,591	R2.4.1 ～ R3.3.31	○				○	セ								当事業は、医師の地域偏在の解消等を目的に、医師のキャリア形成支援や、県外からの医師の招聘等を高知大学をはじめとした県内医療関係機関と連携して行うものであるため、県、高知大学及び県内医療機関等で構成する当該団体以外に適当な委託先はない。	医療政策課
2	(一社)高知医療再生機構	令和2年度高知県勤務環境整備事業	3,459,516	3,459,516	R2.4.1 ～ R3.3.31	○				○	セ								当事業は、女性医師が県内医療機関に復職する場合の相談対応や復職に係る研修を受け入れる病院との調整を行うとともに、医療従事者の勤務環境改善を進める医療機関を支援するものであるため、県、高知大学及び県内医療機関等で構成する当該団体以外に適当な委託先はない。	医療政策課
3	(公財)高知県文化財団	文化芸術振興ビジョン推進事業等委託業務	22,535,215	22,535,215	R2..4.1 ～ R3.3.31	○				○	セ								(公財)高知県文化財団は本県の文化芸術活動の推進母体としての役割を担う団体であり、文化芸術に関する高い専門性を持って県立文化施設の運営に携わるとともに、市町村や文化芸術団体等とも連携して事業を企画・実施している。 高知県文化芸術振興ビジョンの推進及び高知県芸術祭の充実を図り、高知県の文化芸術の振興を進めるためには、文化芸術に関する専門的知識はもとより、市町村、芸術文化団体、文化施設等とも連携した事業推進が必要不可欠であり、高知県内には同様の専門性、実績を有している事業者が他にいないため。	文化振興課
4	(公財)土佐山内記念財団	高知県立高知城歴史博物館の管理運営代行業務(指定管理者制度)	1,250,331,000	198,296,136	H28.4.1 ～ R3.3.31	○				○	セ								・資料の保存継承、調査研究、展示公開、教育普及といった効率性だけでは捉えられない業務への取り組みが必要であること。 ・高い専門性を持って長期的な視点で運営を行うには、歴史や美術工芸、保存などの各分野に精通した同財団の学芸員の専門的知識や技術、蓄積してきたノウハウや実績、各研究機関等との信頼関係が不可欠であること。 ・文化施設の管理運営は、単なる施設の管理にとどまらず、専門的な知識を有する人材を配置した上で、数年間にわたる調査研究や展覧会の企画立案等により業務が行われるべきものであること。	文化振興課
5	(公財)高知県文化財団	高知県立美術館の管理運営代行業務(指定管理者制度)	1,604,208,000	320,450,550	H31.4.1 ～ R6.3.31	○				○	セ								・地域に根ざした公共性の高い役割を担っており、本県における中核的な文化施設として、県内の文化施設と連携するとともに、地域や学校等と継続的な信頼関係を保ち、業務を実施していく必要があること。 ・地域の歴史や文化に関する高度な専門的知識を有する学芸員を要し、企画展や講座を実施するとともに、資料の収集保存、調査研究、教育普及といった効率性だけでは捉えられない業務等に総合的に取り組む必要があること。	文化振興課
6	(公財)高知県文化財団	高知県立歴史民俗資料館の管理運営代行業務(指定管理者制度)	809,766,000	162,254,674	H31.4.1 ～ R6.3.31	○				○	セ								・地域に根ざした公共性の高い役割を担っており、本県における中核的な文化施設として、県内の文化施設と連携するとともに、地域や学校等と継続的な信頼関係を保ち、業務を実施していく必要があること。 ・地域の歴史や文化に関する高度な専門的知識を有する学芸員を要し、企画展や講座を実施するとともに、資料の収集保存、調査研究、教育普及といった効率性だけでは捉えられない業務等に総合的に取り組む必要があること。	文化振興課
7	(公財)高知県文化財団	高知県立坂本龍馬記念館の管理運営代行業務(指定管理者制度)	831,103,000	173,777,445	H31.4.1 ～ R6.3.31	○				○	セ								・地域に根ざした公共性の高い役割を担っており、本県における中核的な文化施設として、県内の文化施設と連携するとともに、地域や学校等と継続的な信頼関係を保ち、業務を実施していく必要があること。 ・地域の歴史や文化に関する高度な専門的知識を有する学芸員を要し、企画展や講座を実施するとともに、資料の収集保存、調査研究、教育普及といった効率性だけでは捉えられない業務等に総合的に取り組む必要があること。	文化振興課

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちR2年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由										具体的な理由	県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項											
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
8	（公財）高知県文化財団	高知県立文学館の管理運営代行業務（指定管理者制度）	658,142,000	126,761,476	H31.4.1 ～ R6.3.31	○				○	セ								・地域に根ざした公共性の高い役割を担っており、本県における中核的な文化施設として、県内の文化施設と連携するとともに、地域や学校等と継続的な信頼関係を保ち、業務を実施していく必要があること。 ・地域の歴史や文化に関する高度な専門的知識を有する学芸員を要し、企画展や講座を実施するとともに、資料の収集保存、調査研究、教育普及といった効率性だけでは捉えられない業務等に総合的に取り組む必要があること。	文化振興課
9	（公財）高知県文化財団	石元泰博写真作品等著作権管理業務	4,467,432	4,467,432	R2..4.1 ～ R3.3.31	○				○	セ								・高知県立美術館の指定管理者として、石元泰博氏の写真作品等を管理しており、著作権の管理を総合的に実施できる体制とノウハウを有する唯一の団体であるため。	文化振興課
10	（公財）土佐山内記念財団	地域歴史文化施設支援等事業委託業務	23,928,000	23,928,000	R2.4.1 ～ R3.3.31	○				○	セ								・高知県立高知城歴史博物館の指定管理者として、歴史資料の調査や研究、保存、活用に取り組んでいること。 ・学芸員などの専門職員の体制も整っていることなどから、専門的知識とノウハウを有する県内唯一の団体であるため。	文化振興課
11	（公財）高知県人権啓発センター	高知県人権啓発研修事業委託（県費）	65,783,000	65,783,000	R2.4.1 ～ R3.3.31	○				○	セ								（公財）高知県人権啓発センターは、あらゆる人権問題について、県民の理解と認識を深め、その解決を図るため、人権に関する啓発・研修等の事業を行い、人権尊重の社会づくりに貢献することを目的として、県等の出捐により設立、運営されている。「高知県人権尊重の社会づくり条例」第2条第1項において県の責務として定める人権意識の高揚を目的として実施する当該業務の委託にあたり、公平かつ中立で人権問題全般に取り組む団体は他にないため。	人権・男女共同参画課
12	（公財）高知県人権啓発センター	高知県人権啓発研修事業委託(国費)	5,984,000	5,984,000	R2.5.28 ～ R3.3.31	○				○	セ								人権啓発研修事業は、啓発活動を通じて人権問題の解決を図ることを目的とした国の委託事業であり、その性格上、地方公共団体がこれにあたることが予定されている。再委託先の(公財)高知県人権啓発センターについても、あらゆる人権問題の解決を図るため人権に関する啓発研修等の事業を行うことを目的として県等の出捐により設立・運営されている法人であり、県としても同法人を人権啓発を推進するうえでの中核と位置づけており、他に当該委託業務を再委託できるものがないため。	人権・男女共同参画課
13	（公財）高知県人権啓発センター	高知県立人権啓発センター管理運営委託（指定管理者制度）	52,144,000	10,618,000	H30.4.1 ～ R5.3.31			○			テ								外部有識者等による審査委員会の審査を経て、選定したもの。	人権・男女共同参画課
14	（公財）高知県人権啓発センター	高知県私立学校人権教育指導業務委託	3,099,000	3,099,000	R2.4.1 ～ R3.3.31	○				○	セ								（公財）高知県人権啓発センターは、様々な人権問題に関する啓発・研修事業を一元的に実施しており、この委託事業である人権教育の指導、研修を総合的に実施できるノウハウと体制を持っているのは同センター以外にないため。	私学・大学支援課
15	（公財）こうち男女共同参画社会づくり財団	高知男女共同参画センター管理運営委託（指定管理制度）	364,839,000	66,492,000	H29.4.1 ～ R4.3.31			○		○	テ								指定管理者選定委員会による審査により選定	人権･男女共同参画課
16	（公財）こうち男女共同参画社会づくり財団	高知男女共同参画センター県有施設管理委託	2,332,501	2,332,501	R2.4.1 ～ R3.3.31	○				○	ス								こうち男女共同参画センターの管理運営については、公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団が指定管理者として行うこととなっており、同一施設にある県有施設についても一体的に管理する必要があるため、同財団が契約の相手方となっている。	人権･男女共同参画課

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちR2年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											具体的な理由	県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項												
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
17	（公財）高知県スポーツ振興財団	県民体育館・県立武道館・県立弓道場の管理運営業務（指定管理者制度）	576,487,000	126,086,000	R2.4.1　～　R7.3.31			○		○	テ									外部有識者等による審査委員会の審査を経て、選定したもの	スポーツ課
18	（公財）高知県スポーツ振興財団	高知県スポーツ科学センターの管理運営業務（指定管理者制度）	120,197,000	21,655,477	H31.4.1　～　R6.3.31	○				○	セ									・連接する春野総合運動公園の指定管理者である公益財団法人高知県スポーツ振興財団を指定することが、施設の効果的な運営につながると認められるため。 ・外部有識者等による審査委員会の審査を経て、選定したもの	スポーツ課
19	（公財）高知県スポーツ振興財団	県立春野総合運動公園の管理運営業務（指定管理者制度）	1,219,417,000	272,947,000	H31.4.1　～　R6.3.31			○		○	テ									外部有識者等による審査委員会の審査を経て、選定したもの	公園下水道課
20	（一財）高知県地産外商公社	アンテナショップ「まるごと高知」賃貸借契約	0 （111,023,316円と、公社の令和2年度収益事業における収入から費用を控除した金額のいずれか低い方。）	0 （111,023,316円と、公社の令和2年度収益事業における収入から費用を控除した金額のいずれか低い方。）	R2.4.1　～　R3.3.31	○				○	コ									本契約は、アンテナショップ「まるごと高知」の運営に必要となる店舗及び執務室の物件を貸し付けるものであり、「まるごと高知」の運営と地産外商戦略の推進のために設立した一般財団法人高知県地産外商公社以外に貸付先はないため。	地産地消・外商課
21	（公財）高知県産業振興センター	中小企業団地内公園管理委託業務	1,036,487	1,036,487	R2.4.1　～　R3.3.31	○				○	セ									中小企業団地内公園は、（公財）高知県産業振興センターが管理運営している「ぢばさんセンター」に隣接しているため、ぢばさんセンターの管理に付随して日々の公園管理が可能であり、県が単独で公園の維持管理を行うよりも経済的である。また、県が出えんする公益財団法人である高知県産業振興センターは、公益財産の管理運営に習熟しており、管理者として最も適している。	商工政策課
22	（公財）高知県産業振興センター	平成31年度見本市出展業務委託(平成32年度実施分)	68,877,069	68,877,069	H31.4.1　～　R3.3.31	○				○	セ									（公財）高知県産業振興センターは、中小企業支援法に基づく中小企業支援センターに指定されており、高知県内の中小企業を支援する中核的な機関である。 また、本委託業務では産業振興計画に掲げる中小企業の「ものづくりの地産地消・外商」の促進策であり、県が行う中小企業支援事業の実施体制の中心である同法人に随意契約により委託するものとした。	工業振興課
23	（公財）高知県産業振興センター	令和2年度見本市出展業務委託(令和3年度実施分)	34,000,000	0	R2.9.7　～　R4.3.31	○				○	セ									（公財）高知県産業振興センターは、中小企業支援法に基づく中小企業支援センターに指定されており、高知県内の中小企業を支援する中核的な機関である。 また、本委託業務では産業振興計画に掲げる中小企業の「ものづくりの地産地消・外商」の促進策であり、県が行う中小企業支援事業の実施体制の中心である同法人に随意契約により委託するものとした。	工業振興課
24	（公財）高知県産業振興センター	令和2年度ものづくり総合技術展開催等委託業務	28,986,274	28,986,274	R2.4.1　～　R3.3.31	○				○	セ									（公財）高知県産業振興センターは、中小企業支援法に基づく中小企業支援センターに指定されており、高知県内の中小企業を支援する中核的な機関である。 また、本委託業務では産業振興計画に掲げる中小企業の「ものづくりの地産地消・外商」の促進策であり、県が行う中小企業支援事業の実施体制の中心である同法人に随意契約により委託するものとした。	工業振興課
25	（公財）高知県産業振興センター	令和2年度高知県働き方改革推進事業委託業務	4,033,998	4,033,998	R2.4.1　～　R3.3.31	○				○	セ									本事業は、県内企業の働き方改革の取組に係る支援を強化するものである。県と国が一体となって効果的かつ効率的に働き方改革を推進していくことができる団体は、国の働き方改革推進支援センターの運営を受託する（公財）高知県産業振興センター以外にはない。	雇用労働政策課

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちR2年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由										具体的な理由	県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項											
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
26	（公財）高知県産業振興センター	令和2年度高知県ワークライフバランス推進事業委託業務	12,076,194	12,076,194	R2.4.1　～　R3.3.31	○				○	セ								企業のワークライフバランスの推進は、働き方改革と一体となって推進していくことが必要であることから、国の働き方改革推進支援センターの運営を受託する（公財）高知県産業振興センターに委託することが、効果的な支援を行ううえで最も適切である。	雇用労働政策課
27	（公社）高知県種苗センター	実証用低コストハウス管理業務	0	0	H18.4.1　～　R6.11.8	○				○	ス								高知工科大学の助言を得ながら、ハウスメーカーや全農等と高知県版の低コストハウスとして2種類の仕様が設計・提案された。これらのハウスを県内の農家へ普及するにあたって、ハウスの強度（耐風速）や採光性、経年劣化等のリスクを評価するため、県が整備し、その管理を委託した。	農業イノベーション推進課
28	（一社）高知県肉用子牛価格安定基金協会	検体採取補助業務	1,454,640	1,454,640	R2.4.1　～　R3.3.31	○				○	セ								当該協会は、業務内容が行政及び畜産農家と密接な関係を保つ、公共性を有する機関である。 当該協会は、96か月齢以上の死亡牛の収集・運搬に関する事業を、県内で唯一実施している機関である。 死亡牛のBSE検査を行う場合、検査結果が判明するまで、採材後の死体を一時保管することが必要である(検査結果が陽性ならば家畜保健衛生所で焼却、陰性ならばレンダリング等通常の処理を行うため)が、本県では、農場からの死体回収と一体的に行うことができる冷凍輸送車を使用している。 また、検体の採取に当たっては,農場の汚染を防ぐため、原則として冷凍輸送車の保管庫内で行っている。 冷凍輸送車の所有と管理・運営は当該協会が行っているため、効率的な採材を行うために、その補助業務を当該協会に委託することにした。	畜産振興課
29	（一社）高知県肉用子牛価格安定基金協会	土佐和牛肥育経営緊急支援事業委託業務	51,765,240	51,765,240	R2.10.26　～　R3.3.17	○				○	セ								本事業は国の肉用牛肥育経営安定交付金制度の健全な制度運営のため、新規個体登録頭数の維持及び拡大を支援することで肥育経営体の経営安定を図ることを目的とするものであり、当該協会は、県内で唯一の肉用牛肥育経営安定交付金制度の事務委託先であり、これまで本制度に係る事務作業を行ってきた。 したがって、今回の業務を遂行できるノウハウや人材を有する事業者は同法人以外にない。	畜産振興課
30	（一社）高知県森林整備公社	令和2年度高知県県営林造林事業	31,983,600	31,983,600	R2.4.1　～　R3.3.31	○				○	ス								県営林事業については、昭和46年度以降造林事業を委託して実施し、全県下に展開する県営林の実情について仔細に把握していることから、本業務の委託先は森林整備公社以外にない。	森づくり推進課
31	（公財）高知県山村林業振興基金	高知県立林業大学校研修業務等委託業務	62,317,459	62,317,459	R2.4.1　～　R3.3.31	○				○	セ								本業務は、「①基礎課程及び専攻課程の技能講習・安全教育に関すること」、「②基礎課程及び専攻課程のインターンシップに関すること」、「③基礎課程及び専攻課程の就業ガイダンスに関すること」、「④短期課程の運営等に関すること」を行うものである。 同団体は、林業事業体の経営基盤の強化を図るためのコンサルタント事業、林業に従事する方の育成や確保をするための研修事業や雇用条件の改善を図るための事業を行っている。 委託する業務のうち、①及び④の業務にあたっては、労働安全衛生法14条及び61条により、都道府県労働局長の登録を受けた者である必要があり、全ての技能講習等の登録を受けている県内団体は、同団体のみである。 また、③では、林業事業体等と研修生のコーディネイトや助言、④では、就業相談会等の実施を求めており、対応するためには職業安定法第33条第1項の規定による許可が必要であることと併せて、専門的な知識や技術、蓄積されたノウハウや実績、各事業体等との信頼関係が不可欠であり、実施できる業者は同団体以外にない。	森づくり推進課
32	（公財）高知県山村林業振興基金	高知県立森林研修センター研修館管理代行業務（指定管理者制度）	46,724,000	9,332,593	H30.4.1　～　R5.3.31			○		○	テ								外部有識者等による審査委員会の審査を経て決定したもの。	森づくり推進課

No.	団体名	業　務　名	契約金額(円)	うちR2年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の(2)	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
33	(公財)高知県山村林業振興基金	令和2年度新規就業者職業紹介アドバイザー委託業務	4,511,293	4,511,293	R2.4.1 ～ R3.3.31	○				○	セ								当団体は、①厚生労働大臣から「無料職業紹介事業」の許可を受けている②事業実施に必要な指導者がいる③労確法第11条により林業労働力確保支援センターとして県から指定されている④林業に関する専門的知識を有し、林業事業体の現状を把握している、ことから効果的に就業促進に結びつく活動を実施できる者は当団体以外にない。	森づくり推進課
34	(公財)高知県山村林業振興基金	雇用管理改善推進アドバイザー委託業務	8,622,947	8,622,947	R2.4.1 ～ R3.3.31	○				○	セ								当団体は、①労働環境改善計画の内容や関連する法令等を理解している②林業に関する専門的知識を持ち、林業事業体の現状を把握している③林業労働力確保支援センターの指定を受けているのは当団体のみ、であることから雇用管理改善を推進する効果的かつ精度の高い活動を実施できる者は当団体以外にない。	森づくり推進課
35	(公財)高知県牧野記念財団	高知県立牧野植物園管理運営代行業務(指定管理者制度)	1,963,327,851	432,538,000	H28.4.1 ～ R3.3.31	○				○	セ								指定管理者の選定にあたり、植物に関する専門知識、栽培管理能力等が求められ、条件を満たす者が当団体以外にないため。	環境共生課
36	(公財)高知県牧野記念財団	令和2年度高知県レッドデータブック(植物編)改訂教務	5,813,500	5,813,500	R2.4.1 ～ R3.3.31	○				○	セ								本業務は、H12年2月発行の高知県レッドデータブック(植物編)を改訂することを目的とし、H28年度からR元年度に(公財)高知県牧野記念財団に委託した業務の継続業務であり、高知県の植物に関して高度な専門的知識及び絶滅のおそれのある植物種の生育状況等の最新データを有していること、かつ精度の高い分析・評価・整理のできる体制が必要となり、条件を満たすことのできる団体が同財団以外にないため。	環境共生課
37	(公財)高知県牧野記念財団	希少野生植物食害防止対策(調査)委託業務	2,262,700	2,262,700	R2.4.7 ～ R3.320	○				○	セ								本業務では希少野生植物の生育場所等の分布状況を熟知し、専門的知識をもって精度の高い分析・評価・整理のできる体制が必要となる。(公財)高知県牧野記念財団は、高知県を中心とする野生植物の調査・研究と保全、環境保全の普及啓発活動の拠点として設立された法人であり、県内の希少植物の詳細かつ豊富なデータを有している同財団以外に本業務を遂行できる団体が存在しないため。	環境共生課
38	(公社)高知県建設技術公社	令和2年度高知県土木部技術職員研修(新規採用)委託業務	1,342,000	1,342,000	R2.6.25 ～ R3.3.31	○				○	セ								本研修では、高知県の土木積算システムに基づく研修科目を予定しており、研修を行える事業者は、県と同一の積算システムを保有し、同システムに精通した(公社)高知県建設技術公社しかいないため。	土木政策課
39	(公社)高知県建設技術公社	令和2年度高知県建設業事業継続計画認定委託業務	888,800	888,800	R2.7.20 ～ R3.3.31	○				○	セ								(公社)高知県建設技術公社は、高知県防災エキスパートの事務局を行うなど、南海トラフ地震対策をはじめとした災害対応の専門知識を備えており、また、建設会社の人員及び資機材の保有状況や調達先などの秘匿情報をもとに審査に係る基礎資料の作成を中立かつ公平な立場で行える唯一の者であるため。	土木政策課
40	(公社)高知県建設技術公社	令和2年度高知県土木部技術職員研修(基礎研修)委託業務	1,430,000	1,430,000	R2.11.12 ～ R3.3.31	○				○	セ								県及び市町村が実施する公共事業では、工事費等の積算業務に土木積算システムを活用しており、国から提供される積算基準や県が調査した単価情報等を基に、システム情報を最新情報に更新する必要がある。 このシステム情報を県及び市町村の業務に支障を来さないよう短期間かつ確実に更新するためには、土木積算システムの詳細構成をはじめ、予定価格の基礎となる官積算の概念や、積算基準の変遷に基づいた県独自の運用方針等を熟知しているものが実施する必要があることから、委託先は、これらの条件をすべて備えた(公社)高知県建設技術公社以外にない。	土木政策課
41	(公社)高知県建設技術公社	令和2年度土木積算基準改定作業委託業務	17,358,000	17,358,000	R2.4.1 ～ R3.3.31	○				○	セ								システム情報を県及び市町村の業務に支障を来さないよう短期間かつ確実に更新するためには、土木積算システムの詳細構成をはじめ、予定価格の基礎となる官積算の概念や、積算基準の変遷に基づいた県独自の運用方針等を熟知しているものが実施する必要があることから、委託先は、これらの条件をすべて備えた高知県建設技術公社以外にない。	技術管理課

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちR2年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											具体的な理由	県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項												
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
42	（公社）高知県建設技術公社	CAD操作職員研修委託業務	828,300	828,300	R2.4.15 ～ R3.3.31	○				○	セ									本業務は、工事発注時に使用する2次元図面の作成や災害時等におけるドローンの操作方法、ドローン撮影写真から取得した3次元データを活用した災害査定図面等の作成を行うための研修であり、公共事業の執行において各段階で必要となる図面等の作成方法について習得するものである。このため、契約の相手方として、計画から維持管理までの公共事業執行全般に関して熟知し、県や市町村の発注者支援業務を実施している公益社団法人高知県建設技術公社以外にない。	技術管理課
43	（公社）高知県建設技術公社	建設生産システム効率化検討普及委託業務	3,003,000	3,003,000	R2.6.22 ～ R3.3.31	○				○	セ									本業務は、高知県建設業活性化プランの取り組みの一つである、建設生産システムの効率化に向けた情報化技術の活用促進のため、有識者を交えた検討委員会を開催し、新たな情報化技術を活用した施工業者等への各種支援施策や効率的な現場管理方法、積算業務の簡素化等、高知県下の建設業活性化を図ることを目的に活動するものである。 この業務を実施するためには、公共事業の執行過程で必要となる情報化技術に関する知識や現場管理及び積算業務について熟知している必要がある。 また、国土交通省及び建設事業者等の情報化技術の実施状況に精通している必要がある。このため、契約の相手方としては、公共事業の情報化技術に関する業務の実績があり、現場管理及び積算業務に精通している公益社団法人高知県建設技術公社以外にない。	技術管理課
44	（公社）高知県建設技術公社	令和2年度高知県建設技術者必携等改定資料作成委託業務	1,650,000	1,650,000	R2.7.10 ～ R2.11.30	○				○	セ									本委託業務は、高知県技術者必携等において国が行う出来形管理など建設工事にかかる各基準の年度改定を踏まえ、高知県技術者必携等にかかる部分の修正と積算基準への影響を精査するものである。 この業務を実施するためには、出来形基準等の修正が積算基準に影響し、高知県版の土木積算システムのシステム変更が必要となるか適時に判断する必要が生じる。 このことから、土木積算システムへの対応は、県と同一の積算システムを保有し、同システムに精通している公益社団法人高知県建設技術公社以外にない。	技術管理課
45	（公社）高知県建設技術公社	電子納品運用支援等（その2）委託業務	1,199,000	1,199,000	R3.2.22 ～ R3.3.26	○				○	セ									ICT活用工事の全般に関する情報に精通し、土木工事標準積算基準書等に基づく積算業務かつ工事監督及び検査に関する監督業務について、豊富な経験が必要である。 このため、契約の相手方としては、ICT活用工事等の情報化技術に関する業務及び県及び市町村発注工事の基準書改定業務・施工管理業務の実績がある公益社団法人高知県建設技術公社以外にない。	技術管理課
46	（公社）高知県建設技術公社	道路台帳管理委託業務	6,072,000	6,072,000	R2.10.15 ～ R3.3.25	○				○	セ									道路台帳は膨大な数値データと図面から成り立っており、その補正業務に際しては道路台帳補正基準に合致した正確なデータ作成が必要となる。 平成14年度より、高知県の道路台帳補正業務は全て民間コンサルタントへの委託により実施されている。この補正業務は、道路台帳作成要領に基づく詳細な知識や技術を必要とすることから、民間コンサルタントが要領どおり細部にわたり正確に行うため、道路台帳補正にかかる技術的指導を行う機関が必要である。 公益社団法人高知県建設技術公社は、昭和53年の台帳整備開始当時から経年的に補正業務を受託しており、その補正作業要領を熟知し、また、平成13年度に構築された道路台帳管理システムにも精通していることから、本管理業務を遂行できるのは同公社以外にはない。 以上のことから、同公社と随意契約するものとする。	道路課

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちR2年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
47	（公社）高知県建設技術公社	国道493号（北川道路）道路改築積算委託業務	3,190,000	3,190,000	R2.5.30 ～ R2.11.22	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書及び総合評価技術審査資料を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	安芸土木事務所
48	（公社）高知県建設技術公社	国道493号社会資本整備総合交付金積算委託業務	1,573,000	1,573,000	R2.6.20 ～ R2.12.31	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書及び総合評価技術審査資料を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	安芸土木事務所
49	（公社）高知県建設技術公社	県道安田東洋線社会資本整備総合交付金積算委託業務	1,892,000	1,892,000	R2.7.1 ～ R3.3.17	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書及び総合評価技術審査資料を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	安芸土木事務所
50	（公社）高知県建設技術公社	県道魚梁瀬公園線外2路線　道路災害測量設計積算委託業務	3,058,000	3,058,000	R2.7.13 ～ R2.12.31	○								○					県道魚梁瀬公園線外2路線で発生した道路災害の測量・設計及び積算を行う緊急委託業務であり、緊急の必要により上記業者に発注済みであるため。 緊急応急工事及び緊急委託業務の発注の取扱い変更について（通知）（平成18年8月14日付け18高建管第316号土木部長通知）の2の（2）のク）に該当 （相手方選定理由）上記業者は、管内の災害測量・設計の業務を他箇所でも請け負っており、現場にも精通し、早急な対応が可能であるため。	安芸土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額(円)	うちR2年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の(2)	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
51	(公社)高知県建設技術公社	奈半利川外河川災害測量設計積算委託業務	11,418,000	11,418,000	R2.7.22 ～ R2.12.31	○								○					奈半利川外(高知県安芸郡奈半利町芝崎外)で発生した河川災害対応の緊急委託業務であり、緊急の必要により上記業者に発注済みであるため。 緊急応急工事及び緊急委託業務の発注の取扱い変更について(通知)(平成18年8月14日付け18高建管第316号土木部長通知)の2の(2)のエ)に該当 (相手方選定理由)上記業者は、管内の災害測量・設計の業務を他箇所でも請負っており、現場にも精通し、早急な対応が可能であるため。	安芸土木事務所
52	(公社)高知県建設技術公社	県道魚梁瀬公園線(魚梁瀬大橋)技術審査補助委託業務	206,800	206,800	R2.8.13 ～ R2.10.31	○			○										本業務は令和2年度着手予定である、「道老対(橋梁)(債)第102-088-2号県道魚梁瀬公園線(魚梁瀬大橋)橋梁修繕工事」における技術審査補助を行うものである。 上記公社は、当該業務の積算を平成31年度に携わっており、工事内容に精通している。また、高知県と同一の土木積算システムを保有している。 今回業務内容の技術審査の提案や提案内容の評価など、工事内容と積算内容との整合を図る必要があり、両方の内容を熟知しているため、相手方として選定する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)(高知県契約規則第32条(2)による。	安芸土木事務所
53	(公社)高知県建設技術公社	国道493号道路災害測量設計積算委託業務	924,000	0	R2.1.29 ～ R2.6.30	○								○					国道493号(高知県安芸郡北川村矢筈地区)で発生した災害の測量・設計及び積算についての緊急委託業務であり、緊急の必要により高知県建設技術公社に発注済みであるため。 緊急応急工事及び緊急委託業務の発注の取扱い変更について(通知)(平成18年8月14日付け18高建管第316号土木部長通知)の2の(2)のエ)に該当 (相手方選定理由)高知県建設技術公社は、当該現場にも精通し、早急な対応が可能であるため。	安芸土木事務所
54	(公社)高知県建設技術公社	香宗川他河川災害復旧工事積算施工管理委託業務	13,497,000	13,497,000	R2.4.27 ～ R3.3.15	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する災害復旧工事の施工管理及び設計書作成を行う業務である。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算 を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規定に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一のシステムを保有していないため、設計書を作成す る業務はできない。 以上のことから、本業務は競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央東土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちR2年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由										具体的な理由	県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項											
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
55	（公社）高知県建設技術公社	国道439号外1路線防災・安全交付金積算委託業務	1,386,000	1,386,000	R2.5.30 ～ R2.7.28	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを推進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注支援者の 業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一のシステムを保有していないため、設計書を作成す る業務はできない。 以上のことから、本業務は競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央東土木事務所
56	（公社）高知県建設技術公社	県道高知本山線外1路線防災・安全交付金積算委託業務	1,639,000	1,639,000	R2.5.30 ～ R2.8.27	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行ったエで、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設･建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算シス テムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外 は、高知県と同一の土木積算システムを保有しておらず、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さないため、同公社と随意契約を行うものである。	中央東土木事務所
57	（公社）高知県建設技術公社	国道195号防災・安全交付金積算委託業務	1,166,000	1,166,000	R2.7.2 ～ R3.2.28	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成を行う業務である。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調整するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央東土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちR2年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
58	（公社）高知県建設技術公社	柳野谷川通常砂防積算委託業務	737,000	737,000	R2.12.19 ～ R3.2.16	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有しておらず、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さないため、同公社と随意契約を行うものである。	中央東土木事務所
59	（公社）高知県建設技術公社	国道439号防災・安全交付金積算委託業務	1,628,000	1,628,000	R2.12.26 ～ R3.3.31	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有しておらず、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さないため、同公社と随意契約を行うものである。	中央東土木事務所
60	（公社）高知県建設技術公社	久万川　地震高潮対策積算委託業務	627,000	0	R1.12.25 ～ R2.5.2	○			○										高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないため。	高知土木事務所
61	（公社）高知県建設技術公社	舟入川（鹿児第二排水機場）地震高潮対策積算委託業務	627,000	0	R1.12.25 ～ R2.5.22	○			○										高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないため。	高知土木事務所
62	（公社）高知県建設技術公社	（都）高知駅秦南町線防災・安全交付金施工監理積算委託業務	6,732,000	6,732,000	R2.4.21 ～ R3.3.30	○				○	セ								高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないため。	高知土木事務所
63	（公社）高知県建設技術公社	舟入川事業間連携積算委託業務	803,000	803,000	R2.5.16 ～ R2.10.21	○			○										高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないため。	高知土木事務所
64	（公社）高知県建設技術公社	下田川事業間連携積算委託業務	1,067,000	1,067,000	R2.5.16 ～ R2.10.19	○				○	セ								高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないため。	高知土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額(円)	うちR2年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の(2)	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
65	(公社)高知県建設技術公社	国分川地震高潮対策積算委託業務	1,067,000	1,067,000	R2.5.16 ～ R2.9.13	○				○	セ								高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないため。	高知土木事務所
66	(公社)高知県建設技術公社	(都)はりまや町一宮線防災・安全交付金積算委託業務	2,178,000	2,178,000	R2.5.20 ～ R3.3.15	○				○	セ								高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないため。	高知土木事務所
67	(公社)高知県建設技術公社	高知港海岸(吸江地区)高潮対策積算委託業務	726,000	726,000	R2.7.21 ～ R2.11.20	○			○										高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないため。	高知土木事務所
68	(公社)高知県建設技術公社	高知港海岸(港町地区)高潮対策積算委託業務	869,000	869,000	R2.12.5 ～ R3.2.2	○			○										高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないため。	高知土木事務所
69	(公社)高知県建設技術公社	日下川(戸梶川)床上浸水対策事業支援(その1)委託業務	12,496,000	12,496,000	R2.4.1 ～ R2.9.30	○				○	セ								この業務は、高知県が実施する事業の設計、用地買収、施工の各段階において、設計、工程管理、地元及び関係行政機関等への説明、品質管理及びコスト縮減等の各種マネジメント業務を行うCM(コンストラクション・マネジメント)業務である。業務においては、発注する請負工事および委託業務の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事および委託業務の監督を行う。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所
70	(公社)高知県建設技術公社	宇佐漁港海岸(宇佐中央地区)高潮対策工事積算施工管理委託業務	1,903,000	1,903,000	R2.4.25 ～ R3.3.25	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するもので高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちR2年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由										具体的な理由	県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項											
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
71	（公社）高知県建設技術公社	奥田川3か年緊急対策工事積算委託業務	836,000	836,000	R2.5.23 ～ R2.7.6	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。以上のことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所
72	（公社）高知県建設技術公社	波介川（火渡川）3か年緊急対策工事積算委託業務	924,000	924,000	R2.5.23 ～ R2.7.6	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。以上のことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所
73	（公社）高知県建設技術公社	国道194号外1路線（寒風山トンネル他）防災・安全交付金工事積算委託業務	1,144,000	1,144,000	R2.5.28 ～ R2.7.26	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。公益社団法人建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完及び支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所
74	（公社）高知県建設技術公社	中口川（中口川水門）河川改修工事積算委託業務	979,000	979,000	R2.7.16 ～ R2.8.14	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。公益社団法人建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完及び支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちR2年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
75	（公社）高知県建設技術公社	県道中津公園線防災・安全交付金実施積算委託業務	1,078,000	1,078,000	R2.7.31 ～ R2.10.28	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するもので高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所
76	（公社）高知県建設技術公社	国道494号防災・安全交付金実施積算委託業務	638,000	638,000	R2.9.4 ～ R2.10.16	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するもので高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所
77	（公社）高知県建設技術公社	国道494号社会資本整備総合交付金実施積算委託業務	1,210,000	1,210,000	R2.9.4 ～ R2.12.28	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するもので高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所
78	（公社）高知県建設技術公社	国道194号防災・安全交付金積算委託業務	2,651,000	2,651,000	R2.9.8 ～ R3.1.31	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。以上のことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちR2年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
79	（公社）高知県建設技術公社	国道194号トンネル修繕（新大森トンネル）工事積算委託業務	1,221,000	1,221,000	R2.9.11 ～ R2.11.9	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所
80	（公社）高知県建設技術公社	日下川（戸梶川）床上浸水対策事業支援（その2）委託業務	13,123,000	13,123,000	R2.10.1 ～ R3.3.31	○				○	セ								この業務は、高知県が実施する事業の設計、用地買収、施工の各段階において、設計、工程管理、地元及び関係行政機関等への説明、品質管理及びコスト縮減等の各種マネジメント業務を行うCM（コンストラクション・マネジメント）業務である。業務においては、発注する請負工事および委託業務の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事および委託業務の監督を行う。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所
81	（公社）高知県建設技術公社	宇佐漁港海岸（井尻地区）高潮対策工事積算施工監理委託業務	5,522,000	5,522,000	R2.12.25 ～ R4.3.17	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。	中央西土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちR2年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
82	（公社）高知県建設技術公社	県道土佐佐川線防災・安全交付金積算施工監理変更積算委託業務	4,081,000	4,081,000	R3.1.15 ～ R4.3.25	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務の精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所
83	（公社）高知県建設技術公社	県道庄田伊野線防災・安全交付金積算委託業務	1,815,000	1,815,000	R3.1.15 ～ R3.6.30	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。以上のことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所
84	（公社）高知県建設技術公社	宇佐漁港海岸（宇佐中央地区）高潮対策工事積算施工監理委託業務	2,882,000	2,882,000	R3.1.22 ～ R4.3.17	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。	中央西土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちR2年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
85	（公社）高知県建設技術公社	日下川大規模特定河川改修実施積算委託業務	1,958,000	1,958,000	R3.2.10 ～ R3.3.25	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。以上のことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所
86	（公社）高知県建設技術公社	国道439号　社会資本整備総合交付金工事積算施工管理委託業務	3,344,000	0	R1.6.20 ～ R2.9.3	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していないことから本業務は競争入札に適さず、随意契約を行うものである。	須崎土木事務所
87	（公社）高知県建設技術公社	町道佐渡鷹取線　社会資本整備総合交付金（佐渡鷹取トンネル）積算照査委託業務	924,000	924,000	R2.4.29 ～ R2.7.31	○				○	セ								この業務は、高岡郡梼原町佐渡～鷹取において施工中であるトンネル工事の変更設計書の積算照査業務であり、積算歩掛、労務・資材の単価等を取り扱うことから、いわゆる民間事業者への委託には適さない業務性質をもちあわせている。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び県内市町村の土木技術支援を目的に設立された公益社団法人である。 本県の積算基準に精通し、トンネルや橋梁等の重要構造物をはじめ、県・県内市町村が発注する土木工事の測量設計、設計積算、工事管理業務を数多く受託しており、当委託業務を円滑に遂行できる県内唯一の機関と判断されることから当業務は競争入札に適さず、随意契約を行うものである。	須崎土木事務所
88	（公社）高知県建設技術公社	国道381号防災・安全交付金（四万十トンネル）積算委託業務	671,000	671,000	R2.6.18 ～ R2.8.16	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから本業務は競争入札に適さず、随意契約を行うものである。	須崎土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちR2年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
89	（公社）高知県建設技術公社	県道十和吉野線防災・安全交付金（烏川橋上部工）工事積算委託業務	1,243,000	1,243,000	R2.6.24 ～ R2.10.31	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから本業務は競争入札に適さず、随意契約を行うものである。	須崎土木事務所
90	（公社）高知県建設技術公社	国道381号防災・安全交付金（川平トンネル）積算委託業務	671,000	671,000	R2.10.6 ～ R3.1.3	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから本業務は競争入札に適さず、随意契約を行うものである。	須崎土木事務所
91	（公社）高知県建設技術公社	県道窪川船戸線社会資本整備総合交付金道路橋梁積算委託業務	2,530,000	2,530,000	R2.12.4 ～ R3.3.25	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから本業務は競争入札に適さず、随意契約を行うものである。	須崎土木事務所
92	（公社）高知県建設技術公社	国道441号　防災・安全交付金工事積算委託業務	2,750,000	0	R1.7.31 ～ R2.6.30	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	幡多土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちR2年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
93	（公社）高知県建設技術公社	国道441号　防災・安全交付金工事積算委託業務	3,399,000	0	R1.11.2　～　R2.11.20	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	幡多土木事務所
94	（公社）高知県建設技術公社	国道４４１号　防災・安全交付金工事積算委託業務	1,584,000	0	R1.11.28　～　R2.7.31	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	幡多土木事務所
95	（公社）高知県建設技術公社	国道４４１号　防災・安全交付金工事積算委託業務	759,000	0	R2.1.17　～　R2.6.30	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の変更設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	幡多土木事務所
96	（公社）高知県建設技術公社	県道安満地福良線　防災・安全交付金発注支援（監理）委託業務	4,620,000	0	R2.2.21　～　R3.3.25	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の施工監理の一部を委託する業務である。 公団社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設行政の補完等を業務としており、県職員の補助として施工監理を委託できる唯一の者である。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	幡多土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちR2年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由										具体的な理由	県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項											
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
97	（公社）高知県建設技術公社	下ノ加江川　河川改修（橋梁上部工）実施積算委託業務	902,000	902,000	R2.4.28　～　R2.6.26	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は、定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うもの。	幡多土木事務所
98	（公社）高知県建設技術公社	与市明川（錦川）広域河川改修函渠実施積算委託業務	1,111,000	1,111,000	R2.4.28　～　R2.7.26	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書の作成を支援する業務である。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は、定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うもの。	幡多土木事務所
99	（公社）高知県建設技術公社	ウシゲ谷川通常砂防積算委託業務	638,000	638,000	R2.6.2　～　R2.7.21	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	幡多土木事務所
100	（公社）高知県建設技術公社	県道安満地福良線防災・安全交付金積算支援委託業務	638,000	638,000	R2.6.27　～　R2.7.20	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 （社）高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	幡多土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちR2年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
101	（公社）高知県建設技術公社	県道中村宿毛線防災・安全交付金積算支援委託業務	1,870,000	1,870,000	R2.7.17 ～ R2.10.30	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 （社）高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	幡多土木事務所
102	（公社）高知県建設技術公社	県道中村宿毛線社会資本整備総合交付金積算支援委託業務	1,243,000	1,243,000	R2.9.10 ～ R2.10.30	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	幡多土木事務所
103	（公社）高知県建設技術公社	国道441号防災・安全交付金工事積算委託業務	803,000	803,000	R2.9.12 ～ R3.1.31	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	幡多土木事務所
104	（公社）高知県建設技術公社	県道宿毛津島線防災・安全交付金積算支援委託業務	1,023,000	1,023,000	R2.9.24 ～ R2.12.31	○				○	セ								本業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 （社）高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する団体が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	幡多土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちR2年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
105	（公社）高知県建設技術公社	伊与木川外8河川　河川災害復旧測量設計積算委託業務	6,435,000	6,435,000	R2.9.15　～　R3.1.31	○								○					令和2年9月11日の豪雨により、幡多土木事務所管轄内の管理河川において多くの箇所で護岸が被災を受けた。それらの箇所は、再度災害や被災の拡大防止のため、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法に基づく災害復旧事業により復旧する必要がある。そのためには、測量・設計・積算を早急に行い、事業採択されるために査定を受けなければならない。 公益社団法人高知県建設技術公社は、定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務等を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから、同公社と随意契約を行うもの。（緊急業務）	幡多土木事務所
106	（公社）高知県建設技術公社	加持川他地域の安全安心推進積算委託業務	1,045,000	1,045,000	R3.2.10　～　R3.3.25	○				○	セ								本業務は黒潮町加持川、蛎瀬川に設置された石積構造の砂防堰堤を、土石流の衝撃等に対し安全となるよう改築する工事の積算業務である。 公益社団法人高知県建設技術公社は、定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務等を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから、同公社と随意契約を行うものである。	幡多土木事務所
107	（公社）高知県建設技術公社	（仮称）高知布師田団地積算照査委託業務	605,000	0	R2.2.20　～　R2.5.19	○				○	セ								この業務は、高知市布師田で発注を予定している（仮称）高知布師田団地団地整備工事の実施設計書の積算照査業務であり、積算歩掛、労務・資材の単価等、非公表・非公開情報を取り扱うことから、いわゆる民間事業者への委託には適さない業務性質を持ち合わせている。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の土木技術支援を目的に設立された公益社団法人である。 本県の積算基準に精通し、トンネルや橋梁等の重要構造物をはじめ、県・県内市町村が発注する土木工事の測量設計、設計積算、施工管理・監督業務を数多く受託しており、当委託業務を円滑に遂行できる県内唯一の機関と判断される。 以上のことから、当委託業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。 また、同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を照査する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	高知県企業立地課
108	（公社）高知県建設技術公社	新足摺海洋館取水口改修工事積算施工監理委託業務	3,542,000	3,542,000	R2.5.26　～　R3.6.30	○				○	セ								本業務の施工監理業務は、設計意図を十分に理解した上で業務を行う必要があるが、今回の契約の相手方である高知県建設技術公社は新足摺海洋館取水口改修工事の設計業務において技術支援を行っており、設計について熟知している。 また、本業務には、設計積算業務を含んでいるが、当課には専任の土木技術職員が配置されておらず、設計積算業務を行うことのできる職員がいない。 これらのことから、高知県内で設計積算業務を行うことのできる唯一の公的機関である公益社団法人高知県建設技術公社と随意契約を行うものとする。	地域観光課

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちR2年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											具体的な理由	県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項												
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
109	（公社）高知県建設技術公社	令和2年度こうちの木の住まいづくり助成事業実施確認業務委託	4,527,600	4,527,600	R2.4.1　～　R3.3.31	○				○	セ									建築に関する専門的な知識を有し、かつ建築現場へ日常的に業務として訪問する事業者に、補助事業の施工状況等の確認と書類審査を委託することにより効率的に検査を行うため。	木材産業振興課
110	（公社）高知県建設技術公社	四国のみち整備工事積算・施工監理委託業務（竜串園地）	3,894,000	0	R1.9.5　～　R2.7.22	○				○	セ									本業務は、実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するもの。高知県建設技術公社は、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通してる。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。	環境共生課
111	（公社）高知県建設技術公社	室戸岬沖地区（中芸沖17工区）水産環境整備施工管理委託業務	1,474,000	0	R1.11.1　～　R2.12.24	○				○	セ									（公益社団法人）高知県建設技術公社は、地方公共団体の建設行政の補完・支援団体として県・市町村が出資し設立した行政代行機関である。県から職員を派遣し建設工事の積算・施工管理・検査等・発注者支援機関として実績を積み重ねている本県唯一の公的機関である。 本業務は、漁港漁場課が実施している浮魚礁製作設置における段階確認等を県職員に代わり行うものであり、特殊な工事内容に精通している必要がある。 また、現地の状況変化に伴う変更処理の指示など専門的な行政判断が必要なことから、公的機関であり、これまでも浮魚礁に関する同様の業務に携わってきた上記公社と契約するものである。	漁港漁場課
112	（公社）高知県建設技術公社	室戸岬沖地区（黒牧16号外1基）水産環境整備施工監理委託業務	2,266,000	2,266,000	R3.1.14　～　R3.3.31	○				○	セ									（公益社団法人）高知県建設技術公社は、地方公共団体の建設行政の補完・支援団体として県・市町村が出資し設立した行政代行機関である。県から職員を派遣し建設工事の積算・施工管理・検査等・発注者支援機関として実績を積み重ねている本県唯一の公的機関である。 本業務は、漁港漁場課が実施している浮魚礁製作設置における段階確認等を県職員に代わり行うものであり、特殊な工事内容に精通している必要がある。 また、現地の状況変化に伴う変更処理の指示など専門的な行政判断が必要なことから、公的機関であり、これまでも浮魚礁に関する同様の業務に携わってきた上記公社と契約するものである。	漁港漁場課

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちR2年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
113	（公社）高知県建設技術公社	安芸高校河川敷グラウンド撤去工事設計積算施工監理委託業務	2,332,000	2,332,000	R2.4.29 ～ R2.10.25	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 （公）高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する団体が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するために、高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務等を熟知している。 同公社以外は、高知県と同一の積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	教育委員会事務局 学校安全対策課
114	（公社）高知県建設技術公社	病弱特別支援学校グラウンド整備工事積算施工監理委託業務	1,936,000	1,936,000	R2.7.3 ～ R3.3.15	○				○	セ								本業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行ったうえで、設計書として調製するものである。 高知県建設技術公社は高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務等を熟知しているが、他社は高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	教育委員会事務局 特別支援教育課
115	（公社）高知県建設技術公社	高知公園西ノ丸北側斜面工事積算・施工監理委託業務	1,760,000	1,760,000	R2.6.15 ～ R3.3.15	○				○	セ								土木工事設計書の積算や施工監理の指導監督については、県及び市町村発注工事の積算及び施工監理を受託して実施し、土木行政を技術的に支援している公益社団法人高知県建設技術公社以外に委託業務を履行できる者がいないため。	教育委員会事務局 文化財課
116	（公社）高知県建設技術公社	高知城梅ノ段北側石垣改修積算・施工監理委託業務	1,683,000	0	R2.9.4 ～ R3.6.30	○				○	セ								土木工事設計書の積算や施工監理の指導監督については、県及び市町村発注工事の積算及び施工監理を受託して実施し、土木行政を技術的に支援している公益社団法人高知県建設技術公社以外に委託業務を履行できる者がいないため。	教育委員会事務局 文化財課
117	（公財）高知県のいち動物公園協会	高知県立のいち動物公園の管理運営業務	2,023,814,000	402,918,000	H31.4.1 ～ R6.3.31	○				○	セ								専門性を有する業務特性により、他に運営できる団体がいない。	公園下水道課
118	高知県住宅供給公社	県営住宅管理代行等業務	417,660,411	417,660,411	R2.4.1 ～ R3.3.31	○				○	セ								管理代行は、公営住宅法の規定により地方住宅供給公社又は市町村のみ行うことができるものと定められているため。 （市町村受託意思なし）	住宅課
119	高知県住宅供給公社	県職員住宅管理業務委託	36,473,912	36,473,912	R2.4.1 ～ R3.3.31	○				○	セ								公社には建築士が複数名在籍しており専門的な知識に基づいた修繕等が可能であり、修繕工事等の施工管理も県と同様のチェック機能が担保されている。 また、公社は職員住宅の他に県営住宅と教職員住宅の管理業務も併せて行っており、そのことでのスケールメリットによって効率的に業務を行うことができるとともに、これらの住宅の維持管理業務を行うことで得られたノウハウを活用した委託業務を行うことが可能であるため。	職員厚生課

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちR2年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
120	高知県住宅供給公社	教職員宿舎管理委託業務	19,166,613	19,166,613	R2.4.1　～　R3.3.31	○				○	セ								県下全域に点在する教職員住宅の一括管理には、県営住宅及び県職員住宅の管理業務も受託している公社の住宅管理に関する蓄積されたノウハウが必要であり、また、老朽化が進んでいる教職員住宅の適切な維持管理には公社の持つ技術力等が有効に活用されることが見込まれるとともに、過去の教職員住宅管理委託業務も誠実かつ確実に実行されている。 また、県内に同公社と同様のノウハウを有する法人が存在しないため。	教育委員会事務局 教職員・福利課
121	（公財）暴力追放高知県民センター	暴力団不当要求防止責任者講習委託事業	1,112,000	1,112,000	R2.4.1　～　R3.3.31	○				○	セ								（公財）暴力追放高知県民センターは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の３第２項第７号により、公安委員会からの委託を受けて同法第14条第２項の講習業務を行える県内唯一の法人であるため。	警察本部組織犯罪対策課
122	（公財）暴力追放高知県民センター	暴力団排除運動支援事業業務委託事業	3,100,000	3,100,000	R2.4.1　～　R3.3.31	○				○	セ								（公財）暴力追放高知県民センターは、民間の暴力追放組織に対する援助等の事業を展開し、更に、同センターが中核となって、平成19年に宿毛地区みかじめ料等縁切り同盟を結成し、以降中村地区・高知地区・建設業・遊技業・不動産業における「縁切り同盟」立ち上げの支援活動を行っており、本事業のノウハウやデータを蓄積している唯一の団体であるため。	警察本部組織犯罪対策課